

## 第2回環境社会配慮審査会

日時 平成 20年6月9日(月) 15:00~16:45

場所 JICA本部 12C会議室

### 出席委員 (敬称省略)

委員	石田 健一	東京大学海洋研究所海洋生命科学部門助教
委員	菊地 邦雄	法政大学人間環境学部教授
委員	田中 充	法政大学社会学部及び政策科学研究科教授
委員	野村 徹	日本シンガポール石油化学㈱代表取締役
委員	長谷川 弘	広島修道大学人間環境学部人間環境学科教授
委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際学部准教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
委員	柳内 龍二	個人コンサルタント

### 欠席委員

委員	織田 由紀子	日本赤十字九州国際看護大学教授
委員	小林 正興	個人
委員	長畑 誠	いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク代表
委員	中村 玲子	ラムサールセンター事務局長
委員	中山 幹康	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授及び 専攻長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	藤倉 良	法政大学人間環境学部教授
委員	藤崎 成昭	東北大学大学院環境科学研究科教授
委員	真崎 克彦	清泉女子大学地球市民学科准教授

事務局

熊代 輝義 独立行政法人国際協力機構 企画部 審議役 兼  
審査室準備室 次長

渡辺 泰介 独立行政法人国際協力機構  
審査室準備室 環境社会配慮審査第一課長

宮崎 明博 独立行政法人国際協力機構  
審査室準備室 環境社会配慮審査第一課

委員・事務局以外の発言者

池田 和彦 個人コンサルタント

木下 康光 独立行政法人国際協力機構  
産業開発部 貿易・投資・観光課 課長

杉本 巨 独立行政法人国際協力機構  
産業開発部 貿易・投資・観光課

村山委員長 それでは、第2回環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

まず第1議題として、ザンビア国複合的経済特区マスタープラン調査の答申案協議ということになっております。既に資料のほうに、担当委員の方から出していただいたコメントとそれに対する対応をまとめていただいておりますので、グループごとに分けて進めていきたいと思っております。

まず最初、質問項目が(1)から(9)ですね、まずこの部分についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

杉本 産業開発部貿易・投資・観光課の杉本と申します。よろしく願いいたします。

本日は私と、環境社会配慮団員の池田さんの2名で、先般いただきました委員からのコメント、質問に対する説明をいたします。

1番目の、マスタープランで想定されている開発規模が不明確という質問ですが、先般も説明いたしましたとおり、マスタープランの目標年というのが2030年としています。複合的経済特区(MFEZ)という名前のおり、工業団地や居住区等、幾つかの機能を持ち合わせた経

済特区が想定されています。そのM F E Zの2030年段階での開発規模を、周辺諸国の市場調査や投資市場調査などを通じて検討しているところです。その結果を、6月末以降に取りまとめることとしています。

2点目の、対象区域2,100ヘクタールについて想定される土地利用、施設配置計画は、現時点でどこまで計画されているのかということですが、全体の開発規模自体を2008年6月末以降に出す予定で調査中です。土地は2,100ヘクタール確保されてはいますが、必ずしも全て利用されない可能性があり、その部分については、潜在的な自然植生であるミオンボ林地を主体に回復させていこうということで、今調査では検討しています。開発規模を特定した後に順次、土地利用もしくは施設配置計画などを策定していく予定です。道路については、前回お配りしたスライド19のところ、現在想定している道路というのを載せておりますので、そちらのほうをご参照ください。

3点目は、区域内では排水処理施設もしくは廃棄物の処理施設の整備は行われぬのかということですが、M F E Z区域内で工業排水、生活排水に対する処理施設を整備していく方向で考えています。また、ルサカ市は、産業廃棄物処理するような施設というのを持っていないので、M F E Z独自に産業廃棄物の処理施設というのも作る必要があると考えています。

4点目の質問についてですが、質問の中でI T産業が中心になるという記述がありますが産業については現在検討中です。誘致すべき産業や開発規模の検討状況については上で説明したとおりです。どのような産業を誘致するにしても、地域雇用の確保という部分については、マスタープランの中で十分考慮したいと考えています。

また、M F E Zの初期のフェーズにおいて発生する雇用は、施工段階における各種の建設工事、運営段階における、労働者もしくは事務職員、管理部門の技術者などを想定しています。また、M F E Z内に警備員とか清掃員、それから緑化をしていこうということなので、緑地の維持管理などというような業務も新たに発生するということが見込まれています。

池田 5番目の質問からお答えします。E I Sを行うことが必要とされる企業体が全体に占める割合はどの程度になるのでしょうか。この点につきましては、誘致する業種について現在調査中であり、それで、ザンビア国の環境影響評価は、1990年に制定された環境保護汚染防止法に基づいて1997年に規定されたE I A規則、これによりますと、E I Sを実施する必要がある加工及び製造業は以下のとおりのもです。その中身としましては、セメント工場、石灰加工、それから……

石田委員 すみません、その中身についてはもう……

池田 もう既に……

石田委員 先週いただいた資料の中に入っているの、理解していますので、ありがとうございます。

池田 そうですね、わかりました。

それから、事業概要書に基づき、ザンビア環境審議会のほうでE I Sが必要としたもの、した事業についてE I Sを実施しなければならないと。それで、候補地1に設置される排水下水処理の義務化の度合いはという、E I Sを行う企業が全体のどのぐらいを占めるかということについては、現在のところはちょっと推定できないということでもあります。

それから、排水下水処理の義務化の度合いはということですが、M F E Zでは工業用水使用の少ない、もしくは工業用水を循環使用可能な業種に限定する予定にしております。また、排ガス及び騒音振動にM F E Z独自のクライテリアを設ける予定ですので、E I Sを行う必要のある企業体の割合はそれほど多くないと思いますけれども、今後の調査で検討いたします。また、工業排水及び生活排水の処理についてはM F E Z内で義務化し、それに必要な下水道システムも整備する予定にしております。

6番目の質問といたしましては、災害リスク、土壌浸食、地下水、水質汚染という、影響が大きいと予測されたものはこのようなものです。緩和策が現実に効果的に継続的に十分に可能でしょうかというご質問ですが、M F E Z区域が全体的に平坦なところにあること、また開発していない区域については、本来の潜在自然植生ミオンボ林地を長期的に修復し、また施設の敷地も地元の草丈の低い草本で緑化を行おうと考えており、土壌流出は防止できると考えております。また生活排水、工業排水とも処理施設を設けて、水の再利用を促進することにしております。地下水を用いた場合は、その地下水の揚水量を削減することができると考えております。また、カフエ川の水を利用する場合は、M F E Z区域外から送水される水の量を削減して、区域内の水バランスも変化がないようにできると考えております。

これらの排水処理施設の設置によって、その次の、この当該サイト、M F E Zのサイトはもちろんのこと、高密度に密集している周辺地域並びに河川利用を共有することになる下流の都市であるルサカなどへの影響は考慮しなくてもよいのですかというご質問ですが、これらの排水処理施設の設置によって、汚染物質の地下水及び表流水への流入を削減できると考えております。これらの緩和策が現在のところ有効と考えており、ルサカなど周辺への影響は対策を講じることで重大なものにはならないと考えております。

7番目のご質問です。ドロマイトの岩盤であり、地下水への排水影響は明らかであると。だ

から開発規模、進出工場、企業の種類は不明ですが、それらに応じた下水道と処理施設は計画されるのかということですが、岩盤がドロマイトであるため、排水量を極力抑えたシステムを構築する必要があると考えております。それにより水の消費量も抑えることができると思います。この排水システムについては、詳しくは今後の調査で検討していきます。

それから、地下水への影響の第2番目、8番目のご質問ですが、今回地下水調査、下水システム整備計画を検討とのことですが、どのような規模の想定のもとに実施しますかというご質問です。今回の地下水調査は、M F E Z 区域及びその周辺を対象にしております。地下水調査の目的は、地下水の分水嶺、北側と南側の流れの存在の確認、それから地下水の利用可能な揚水量を把握することです。いずれにしても、地下水利用に関して関連するステークホルダーと合意を得る必要があると考えております。

それから、工業排水や生活排水の処理システムは、現在のところ、下水道システムの全長を短くするために、ゾーンごとに整備することが妥当ではないかと考えております。全体の排水処理及び下水道システムの規模は、今後設定される開発規模に合わせて検討いたします。

それから9番目のご質問として、何のために比較するのかがよくわかりませんでした。経済特区において扱うことが望ましい産品を比較検討するのでしょうかというご質問ですが、導入する産業については現在、ザンビア及び周辺諸国の産業の現況調査等でいろいろ検討しており、ザンビア国に有望と思われる産業の洗い出しを行っております。候補地の条件から水を多量に使う排水を多量に出す企業は、M F E Z に導入する企業から外したほうがよいのではないかと考えております。

質問については以上です。

村山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、1番から9番の部分で、追加のご質問、コメントがありましたらお願いいたします。

田中委員。

田中委員 私の質問の2番のところですが、今後M F E Z の区域が一応設定されていく中で、土地利用それから施設配置計画を今後、立っていくということですが、これは今回のマスタープラン調査の中で明らかにされるというふうに考えていいのでしょうか。あるいは、そのこと自体は、次のフェーズというか、次の段階で、この利用計画や配置計画というのは明確にされていくということでしょうか。

杉本 2,100ヘクタールのうちM F E Z として開発する規模についてはマスタープラン段階

で提案します。その中のゾーニングについても、おおまかなものはマスタープラン段階で提案できればと考えています。

田中委員 そうすると、その関連施設は、3番もそうですが、施設配置計画の中で、下水道処理施設であるとか、あるいは廃棄物処理施設の、およそどのぐらいの規模のものが要望されるので、大体2カ所とか1カ所とかこのあたりにつくる。一応そういうものもこのマスタープランの中で考えていると理解してよろしいのでしょうか。

杉本 第一フェーズでどのような施設が必要になるかというのは、今回の調査で提案できると思いますが、将来的にMFEZ全体として何カ所ぐらい、どれぐらいの規模のものが必要かということについては現段階では明言しかねます。

田中委員 わかりました。

村山委員長 菊地委員、どうぞ。

菊地委員 極めて正直なお答えだとは思うのですが、例えば2008年6月って今月ですよ。6月末以降にという答えがあちらこちらにあるわけですね。もしそうだとすると、何でそれが出てからこのマスタープランのアセスメントをやらないのという疑問が、このとおりの答えだと絶対出ますよね。

だから、何か、もし書くならば、ちょっとどういうステップなのかわからないけれども、次の何とかのフェーズでその点は明らかにした上でとかという表現にしないと、こんなのもうちょっとあと1カ月待ったら出るんだから、それからマスタープランやりなよと言いたくなるんですよ。後ろのほうもそうなんだけれども。今後の調査で検討しますというのは正直ではあるけれども、この問いに対する答えとしては、私はおかしいと思うんですけどもね。だから、次のどの段階で、どこまでは明らかにしますというんならわかりますよ。ただ、もしかしたらずっと明らかにならないまま、このまま行っちゃうんじゃないかなという気もしますよね。だから、そのあたりはちょっと、今の時点で明確でないというのはわかりますけれども、何か表現を変えないと、我々も何も明らかにされないまま「うん」と言ったんですかと言われますよ。ちょっとそこが極めて表現としては、正直ではあるけれども、このとおりだとちょっと何か釈然としないですね。

村山委員長 今の時点で、もう少し具体的なスケジュールのような、お話しいただけるような範囲の話はありますか。

池田 一応、周辺諸国での市場とか需要調査を現在実施しているわけですけども、その中間報告が大体6月下旬あたりに出てくるということです。それに基づいて開発規模を定めて

いくということに、手順としてはそうなるんですけども、だから、それが大体2008年6月末ごろに中間報告が出てきますので、それより少し後ぐらいに出てくるという、開発規模というのが7月ぐらいの段階で出てくるということになります。

村山委員長 ということですが、菊地委員、いかがでしょうか。

菊地委員 だから、答申の書き方というか、あるいは、そうなのかな。要するに、我々は何に対してアセスしているのかというところを明確にしないと、あれは今後わかります、これも今後わかりますじゃ、何に対してやっているかさっぱりわからないので、現段階はここまでと。例えば東京湾を全部埋め立てますと。でも工場は1つも来ないのか、今の東京みたいにびっしりと並んでいるのか、それもわかりませんというんじゃ、アセスにならないじゃないですか。

だから一応、この書き方を、より細かいことはさらに今後明らかにして、その時点でアセスにしますというならわかりますよ。だから現時点ではこういうことを想定しますというのがなきゃ、それは幾ら何だってアセスにならないですよ。だから張りつく工場が幾つとかそこまではわからないけれども、一応おおよそこういう土地利用の変更とか、土地造成をしてお客さんを迎えることをやるわけでしょう。だから、それをちゃんと、そこまではある程度想定するというふうに言ってもらわないと。これは、この書き方では、ちょっと私はもうアセスやめたほうがましだと思うね。だから、その点だけちょっと表現ではっきりさせてもらいたいと思います。

木下 菊池委員が今おっしゃったように、過去JICAでもいろいろマスタープランの提出をやってきました。考え方としては、ある程度の想定、おおよその考えがないと、こういう調査自体に着手すべきでない、あるいは過去のものについてはそうではなかったということはおっしゃるとおりだと思いますし、日本での開発についてもそのとおりだと思います。

一方、この案件についてはいろいろ、大統領からじきじきに頼まれたという当初の計画、経緯もありまして、これまでJICAがアジアでやってきたようなアジア諸国でのマスタープラン、F/Sと比べてちょっとラインを後ろに持ってきてスタートせざるを得ないというような状況がありました。ですから、委員のご指摘はもっともだと思いますし、当方としても対応ぶりについては、もっと納得できるような形にしたいと考えています。

村山委員長 今回、工業団地という表現は適切ではなくて、敷地を整備して、そこに誘致をしていくということなんですけど、それに加えて、さらに今回、スコーピング段階ということもあるんで、なかなかどこまで決まっっていて、これから何が決まっていくか、少し不明確なところがあるのは事実だと思うんです。できればそのあたりをもう少し明確にさせていただくと、

答申がしやすいかなという気はします。

石田委員。

石田委員 私も同様の感想を持って、その中でも特に、例えば私の質問から例を挙げると、4番の雇用に関するところ、IT産業というのはちょっと私が勘違いをしてしまって、IT産業に特化かなと思ったんですが、文章を読んでもそうじゃないということがわかりましたので、いろんな産業促進ということなんですが、いずれにせよ、そもそもの背景が、ザンビア政府が経済発展を通して貧困削減を目指す、そのために民間セクターの発展、民間セクター、外資を導入するということがいただいている資料の随所に出てくるわけですね。

いきなりこのマスタープランのご説明を先週なされているわけですが、そうすると、向こうの政府が考えている大もとの構想はわかるんですけれども、その構想と、もう既に先に土地ありきで、土地が決まってしまったところの間を埋めるのがやっぱりJICAの仕事というか、日本政府の仕事じゃないかなと思っているんです。その理詰めをきちんとしないと、いろんなところから突っ込まれかねないなと思って、その心配も私は、4番は、実はしたんです。

いろんな産業が導入されるのは構わない。いろんな産業導入されると、トリクルダウン式で自然にその国の人たちがいろんな階層で雇われて、トリクルダウン式でお金が落ちていくというふうに考えがちでしたけれども、必ずしもそうはなってこなかったのが、恐らく開発援助の歴史の中で大いにあったと思うんです。シンガポールみたいなところは、ちゃんと豊かな労働力があって、それなりの教育を受けた人たちがいるので、技術者が欲しいとなればシンガポール国内から供給されますけれども、そうじゃなくて、ザンビアの教育程度は私はよくわかりませんが、少なくともシンガポール並みだとは思えないので、マレーシア並みだとも思えないので、そうすると、海外企業は、技術者も、労働者まで全て海外から連れてくるかもしれない。ザンビアの人たちは、その地域に住んでいる人たちは、実はそういうことによって水の制限だとか、汚水が流れてしまうかもしれないという危険を受けながら、でも、雇われる職業というのは、そこに書かれているように、企業の単純労働者だとか、事務職員だとか、お掃除だとか、緑地の維持管理なんていうものになってしまうかもしれない。

という意味で、そこら辺、人々の開発ということをきちんと考えると、相手国政府がやっている産業政策とJICA、日本政府がその間に立って目指そうとしているものは、恐らく現地の人々の健全な発展も含まれていると思いますから、そこをマスタープランで何か示すなり、または相手国政府が、持っていないんじゃないかと思えますけれども、ひょっとしたら何か考



えているかもしれないので、雇用育成についての案を聞き出すことが必要なんじゃないかなと思ってそういう質問をさせていただきました。

ですから、その点も何か調査に反映させていただければというふうに考えています。

村山委員長 今回の時点で何かコメントありますか。特になければほかにも具体的なコメントがありますので、それを踏まえた上で、最後まで戻ってもいいかなと思うんですけども。そういう形でよろしいですか。

それでは、もしご質問の部分でないようでしたら、次のところに入らせていただきたいと思います。

次は、調査の内容に関するコメント、答申案のコメントの部分ですが、まず、10番から15番、調査全体についていただいていますので、この部分お願いいたします。

杉本 では、私のほうからご説明いたします。

10番目の質問ですが.....

菊地委員 飛ばしてもらっていいです。

杉本 11番目、同時並行で進められているルサカ市域全体の総合都市開発調査と十分な連携を図って、全体計画との整合性を可能な限り高める必要があるというご指摘ですけれども、この点に関してはJICAとしても十分に承知しています。ルサカの総合都市開発計画調査とは、毎週一緒にミーティングをしておりますし、それぞれ担当者同士は緊密に情報交換を行っているところです。ですので、ここは整合性という意味では担保できると考えています。

12番目の、現時点では、現状の改変について用地の造成のみが確定しているので、それを前提とした環境配慮であることを明確にしておくべきだという点についてですが、2030年为目标年次だということ、それを前提に環境社会配慮を実施しているということを重ねて申し上げます。本案件では、マスタープラン策定の段階での代替案の検討を通じて、開発規模を受ける段階計画、それからインフラ計画、土地利用計画というところが策定されていく予定になっております。その際に、マスタープラン策定の環境社会の基本方針をさらに発展させた形で、F/Sの際の環境社会配慮の方針としたいというふうに考えております。

13番目についてですが、マスタープランの策定の段階で、F/Sの際の環境配慮の基本方針をまとめて、MFEZの運営体制の策定の中に組み入れる形で、MFEZの制度的、組織的な仕組みとして、緩和策というのは提案していければと考えています。

14番目ですが、対象区域、候補地1における予定されている事業及び環境影響評価の手続については、先般お配りしました資料の11、12ページに記載されています。主な事業は区域内の

インフラ整備、外部のインフラ整備、区域内の個別のプロジェクトに区分されるけれども、こうした事業について、今後のスケジュールと実施時期に応じた環境影響評価のしるべき等の流れについて、このマスタープランの段階で見通しておく必要があるのではないかというご指摘ですが、それぞれご指摘のとおり、区域内のインフラ整備、それから外部のインフラ整備、それから個別のプロジェクト、企業施設等の立地について、今後の工程と実施時期に応じた環境影響評価のしるべきの流れについては、マスタープランの調査の中で明確にしていきたいと考えています。

15番目です。第二次現地調査の段階での評価結果が前回の資料の13ページ以降に提示されています。この表にまとめられた影響評価を前提として、区域内でどのような事業を想定しているのか、評価の前提としている事業計画概要を示すべきだというご指摘ですがけれども、MFEZの規模、ゾーニング、それから入居する企業・機関の種類、またインフラなどのすべてについて、今のところまだ具体的な計画はできておりません。ルサカ市の中心にある工業地帯の工場やそれに付随する住宅などが候補地1に設置されるとした場合にどのような影響があるのかということをご想定して、先般の影響評価というのは書いてあります。ルサカ市に現在ある工業は、食品加工とか飲料、皮革なめし等々ですが、工業排水処理というのは行われていないというのが実情です。今後、導入産業各種の汚染対策がもう少し明確になった段階で評価の前提条件を示し、影響評価を実施したいと考えています。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、10番から15番、この部分についていかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 それでは追加で、14番、15番と、15番は先ほどの質問と重なるんですが、具体的な表で項目ごとに評価をしている。その評価の前提となるようなものは何を考えたのかということをやっぱり示さないと、この評価が、Aだとか、Aのプラスだとか、あるいはAのマイナスとかということが出てこないんじゃないかという疑問なんですね。だから、それは今回お答えいただいておりますが、一応それをきちんとやっぱり評価の前提としたんだということは書いた上で、それがいつごろ確定といいますか、一応事業計画として固まっていくのかということですかね、そういう流れが全体として必要じゃないかということが14番との関係でもあるわけです。

14番は、特に区域内の、区域内というのはこの対象地域ですよ、対候補地の中でインフラ

を整備するということ。それからその区域の周辺のいわば道路であるとか、電力とか水道とかですか、そういうさまざまなインフラ整備があり、また今度は区域の中で個別のプロジェクト、企業の立地だとか、あるいは開発計画があると。だから、それがいつぐらいの時点で、つまり長期的に今2030年とか長期にあると思うんですが、その中でどういうタイミングで一応計画があり、どの時点で影響評価をするというんですか、環境影響について調査をし、あるいは評価をする。そういう少し長期のマスタープランとしての整理が必要ではないかというふうに思うわけです。ということで出させていただいたんですが、今後、中で明らかにするということですからそれでいいと思いますが、むしろだからどの時点でここまでやるんだということをしっかり明記というか、調査してほしいというふうに考えています。

木下 了解いたしました。

村山委員長 そのほかいかがでしょうか。マスタープランとフィージビリティスタディーが両方入ってくるわけなんですけど、どちらも余りまだ決まっていないということで、なかなか議論がしにくいところがあるんですけども、マスタープランに関しては、12番、野村委員のコメントへの対応の中で、ゾーニングとしては大体こういうような形になるんですかね。ハイテクパーク、工業団地、研究・学術パーク、居住区、中央ビジネス機能と、大体こんな形のゾーニングというイメージでしょうか。

杉本 そのとおりです。

村山委員長 これを21平方キロ全体に対してゾーニングすると。

杉本 はい。その21平方キロ全体を開発するのかどうかという、その規模ですね。そこについては……

村山委員長 まだ決まっていない。

杉本 はい。実はまだ決まっていないというのが現実です。

村山委員長 第1フェーズ、フィージビリティスタディーの対象になるものはもっと小さく……、100ヘクタールでしたか。

杉本 杉本 おおよそ、100ヘクタール程度ではないかと考えています。

村山委員長 そこに関するゾーニング等はもっと細かく。

杉本 はい。

村山委員長 ということでですね。それは大体どんなゾーニングになるんでしょうか。それはまだわかりませんか。

杉本 これから検討します。

村山委員長 第1フェーズの部分には、ここに書いてあるものの一部が入るんですか。それとも全部が入るのでしょうか。

杉本 いえ、一部だと思います。

村山委員長 どれが入るかはまだ決まっていない。

杉本 はい。ただ、第1フェーズでは居住区などは入ってこないだろうと考えられます。必ず入るものとしては、中央ビジネス機能・管理機能の部分と、あと若干の工業団地的なところなどが考えられます。

村山委員長 わかりました。

野村委員、どうぞ。

野村委員 今、村山委員長からお話があった点に絡みますが、ハイテクパーク工業団地、研究・学術パーク、居住区、中央ビジネス機能とゾーニングというのか、利用形態を想定しているようなんですが、ハイテクパークに入ってくる企業だか組織だか、あるいは工業団地に入ってくる企業だか組織だか、研究・学術パークに入ってくる企業だか組織というのは、民間企業がおおむね入るといったイメージなんですか。それとも、例えば研究・学術のところには大学を移してくるとか、公的な研究施設を建設するというような、公が、政府が動けばこの土地利用、この施設の利用が決まるというものなのか。

仮に民間だとすると、投資家が手を挙げるまではどういう工場が建つかわからない。だとすると、せめて水を使わないような企業しか誘致しない、あるいは入居を認めないみたいな、工業団地の売り出し方、入居条件でしかコントロールできない。今の時点でどういう環境影響が出てくるかというのはすごく難しい。ひょっとすると、とりあえず政府が今の時点ではコントロールできて、施設なり建物なり組織なりをここに持ってくるんだというのは、何かそういう官主導でやれる部分というのはあるんですか。

木下 今、先生がおっしゃった、官、特にそういう研究機関とか学術機関についての動向についてはまだちょっと調べ切れておりません。今のところは、先ほどから説明しているとおり、投資の需要、ザンビアに投資をすることによって利益というか、企業としてのよりよい方向性が展開できるような企業、要するに投資の需要については、南アフリカを中心として、周辺諸国、それからアジアの企業を調査しております。

では、そこでできた物が売れるかどうかといった、逆にその市場調査についても今やっております。現段階の想定としては、ハイテクパークの部分についてはこれからの調査次第になる

と思います。まずは工業団地への投資誘致や、MFEZの運営（官主導にするのか、それとも第三セクターのような形にするのか）をどうするのかなど検討事項は少なくありません。あくまでもこのプロジェクトは、まずは企業の進出を得てそこで雇用を確保していくことが重要だと考えていますので、やはり工業団地の部分を中心になるとと思います。そのためには、環境社会配慮もきちんと実施する必要があるのは言うまでもありません。ハイテクパークはフィージビリティを見てから検討するということになると思います。

村山委員長 よろしいですか。

菊地委員。

菊地委員 今の野村委員に関連ですけれども、やっぱりこの12番の対応のところ、開発規模、開発段階計画、インフラ計画、土地利用区分が策定されますというのはいいんですけども、土地の適正に応じたとか、あるいは土地の適正に応じた適切な企業、工場の誘致方針を示すとか、そういう言葉を入れると多少現実味が帯びると思うんですよ。

杉本 ありがとうございます。

池田 ありがとうございます。

村山委員長 あとはよろしいでしょうか。

15番の田中委員のところのコメントの対応の中で、工業地帯の工場やそれに付随する住宅などが設置されるとした場合の評定だということですね。この中には割と水を使う業種も入っているように思うんですが、例えば染色なんかは水を結構使うような気がするんですけども、こういうのは余り前提とはしないということですか。

池田 業種が明らかになってきますと、こういうふうなものが除かれるか、もしくは循環利用をするようなシステムを持つものについては考慮するという形になっています。

村山委員長 そういう仕組みも今後検討をしていくということですね。わかりました。

それではよろしいでしょうか。では、次の16番から代替案の話がありますので、20番までです。ご説明をお願いいたします。

杉本 16番目から18番目については候補地の代替案についてですが、先般も調査団のほうからご説明させていただいたとおり、調査団としては現在のところ候補地1という場所に比較優位があるというふうに考えております。今回委員からいただいたコメントについて、この点については、もっと詳細に検討すべきではないかという指摘がございますので、環境面、社会面、それから経済面のインパクトをもう少し検討した形で、調査団の現在の候補地1の妥当性をきちんと示したいと考えています。

19番目についてですが、経済特区としての利便性に関しては、現状の交通の利便性というところでは、先般お示した候補地の2から4が幹線道路に面していて、利便性は高いといえます。一方、候補地1については、今近くに幹線道路が通っていないような状況なので、現状を比較するとほかのところから若干劣っているものの、ルサカ市の都市総合開発調査の計画では、候補地1の境界沿いに、今後幹線道路が通す計画があると聞いておりますので、利便性は高いと考えています。

労働力確保の利便性という部分では、どの候補地の近くにも密集した居住地があるため、条件的にはどの候補地も同じです。

また、公害の発生状況というところなんですが、地下水汚染については先般も説明があったとおり、どこもドロマイト層ということで、比較優位という意味では大きな差はないんですが、特別な対策をとらないという条件のもとでは、候補地1と2というのが。候補地3、4に比べて、地下水汚染が出た場合は影響が大きいのではないかと考えられます。

また、大気汚染については、候補地2が現在の工業団地に隣接しているため、既存の工場による大気汚染が認められ、何らかの対策をとらなければ大気汚染というのを悪化させる可能性があります。それ以外のところについても、何も対策をとらなければ、当然植生などに影響を与える可能性があります。先般、説明が不足していた部分はこのあたりかと思いますが、それぞれの候補地についての詳細な比較については、先ほどもお答え申しましたとおり、今後実施いたします。

20番目についてですが、候補地の代替地はルサカ市の総合都市開発計画調査で、将来のルサカ市の開発計画の中で、工業立地として挙げられている場所を扱っており、それ以外のところというのは、現在のところ代替地として検討する予定はありません。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それではこの部分に関してはいかがでしょうか。

ザンビア事務所 すみません。ザンビア事務所なんですが、協議の途中で申しわけないんですが、ほかの会議との関係で接続を切らしていただきますので、大変申しわけないんですが、どうも失礼いたします。

村山委員長 どうもありがとうございました。

委員の方から何かコメントありますか、このあたりで。

長谷川委員。

長谷川委員 私、この案件担当じゃないので、特に火急のコメントはないんですが、ちょっと頭にある考えがありますので。

代替地ということでは、代替案というふうなところをどうするかということが大分入ってきていると思うんですけども、確かにまだマスタープランをこれから、あるいは現在やっているということ、具体的なものがないところで環境的なことを言うのは非常に難しいとは思いますが。菊地委員もおっしゃっておったように、そういったものがある程度はつきりしないのに、ここにあるものでどれだけのことが言えるのかということなんですが、現実的にはそういうことでいたし方ないところもあると思うんですけども、それじゃ、そういう中でどうするのかというあたりが、特に代替案というところでもう少し、スコーピング段階ですからもう少しあってもいいのかなと。

つまり私が言いたいのは、代替地ということではこういうことをやりますよということがあるんですけども、具体的にないほかの代替的なところ、例えば規模的にどのぐらいで済むかとか、あるいは中に持ち込む産業部門とかそういったものはどうなってくるのかとか、あるいはそれに附属した道路がどうなって、そのときに地域社会のどのかわりかどういふようになってくるのかとか、代替的なところをいろいろ考えると、代替地以外にもたくさんあると思うんです。

ここに出てきた評価結果、前にもらった13ページ以降のものであれども、これはそういった代替をにらみながらこうだというふうにはきめ細かくなっておらず、最大公約数的なところを出してきていると思うんですけども、これがどう役に立つのか、この時点で一応こう出していますけれども、もっともっと具体的なところが、マスタープランといいながら、少しずつわかってきた段階で、これをどう今後やっていくのかと。

特にその中で、今言ったような代替的なところを、どう今回、マスタープランですから、I E Eですかね、それから先ほど村山委員長が言ったように戦略的な視点からということもありますけれども、それをどう今回、まだ見えていない、しかしこれからは環境配慮をやっていく。そのときに代替的なものはどう組み込んでいくかということがもう少し見えないと、幾らマスタープランのスコーピングとはいえ、スコーピングにちょっとなっていないような気がするんです。

ですから、私の思いとしては、もうちょっと代替地以外の部分も含めた代替的な幾つかの発想について、どうそれぞれ具体化する段階で、あるいは具体化するために環境配慮をI E Eの中でやっていくかと。具体的にあるとすれば、そういった代替案それぞれについて、I E E的

なものをやって比較してみるとか、そういうふうなことがもう少しこの段階のスコーピングの中で我々示してもらわないと、方法論的にはちょっと不安だなという気はしました。

以上です。

村山委員長 今回のコメントについて何かありますでしょうか。

恐らくこの前のプレゼンテーションの最後のほうに、今後どういった形で比較をしていくかという、何かその……

池田 代替案を立てるといふふうには書いてありますけれども、まだその具体的な内容については……

村山委員長 ポイントは出てきているように思うんですが、それをどうやって組み合わせるかという、そのあたりをもう少し明確にしたほうがいいというのが、多分長谷川委員のお話なのかなというふうに思ったんですけれども、そのあたりはまだ余りないということですね。

柳内委員、どうぞ。

柳内委員 現在進行中のマスタープランの中の大きな要素は、代替案検討と思いますが、事業の代替候補地の検討が比較的大きな課題になると思います。会議資料によると、事業の候補地を既に決めているように受け取れますが、その辺がちょっとこれでいいかなと思います。（相手国政府提案の）候補地1が非常に有力であるかもしれませんが、ゼロオプションや開発の内容の違いによる代替案を含めて検討が行われるべきと思います。環境面に関しては、この候補地1は地下水汚染面で大きな影響があると思うので、マスタープランの始まりスコーピングの時点で候補地が1カ所に絞られてしまうということは、ちょっと合理的でないような感じを私は受けております。

村山委員長 恐らくほかの委員の方も割と似たような印象を受けておられるように、私も実はそれにほとんど近いんですけれども、今柳内委員がおっしゃったように、候補がある程度もう決まっている。これは背景的なことを先ほど伺いましたので、ある程度は理解するんですけれども、そこからF/Sまで行く前に、候補地を決めるという前の段階まで含めてマスタープランとして位置づけたほうが妥当ではないかというそういうことだと思っんです。ですから、最終的に第1フェーズはF/Sまでということはあるとは思っんですが、もうちょっと前のところを含めてぜひ検討をお願いしたいということが、多分ご意見だろうというふうに思います。

田中委員。

田中委員 私も比較的似た意見なんですけど、ただその点少し、事業サイドにも考えてということで、17番の意見を出したのは、今言っている4つの候補地から1を選ぶということですよ



ね。そのプロセスが、どうもこの4ページ、5ページのこれで選びましたというのは、少し粗雑ではないでしょうかという印象を持ちました。だから、ここはもし代替案検討をした上で候補地を出したというのであれば、それはそれとして大切なプロセスですから、その過程はしっかりとこのマスタープラン調整の中で明らかにする必要があるのではないかというように思います。その上で1つの候補地が選ばれて、またそこでもう一段、代替案検討をしていくと。今度は中身の問題ですかね、開発計画であるとか、あるいはそのゾーニングであるとかですか、後のほうに書いてありますよね。だから、私もちょっとそのところの手順というのがよくわからなかった。

例えば13ページから17ページにかけて幾つかの項目、十数項目についての評価をしているんだけど、その後にも、その後にも、その後にも、今度はある候補地が決まった後の代替案検討を、今度は開発規模から、ゾーニングから、道路から決めていくということなんですよ。だからちょっとそのところが、そういう代替案を検討する前にこういう評価が出てきているというのがまた一つ、私も何か手順として大丈夫かなという印象を持ちました。

本当はこの評価があるとすれば、実はこの前にこういう幾つかの案を想定した上で評価をして、3つの開発案というか、例えば3つの開発について検討した中で、こういう項目が評価すべき項目であるとか、そういうのがスコーピングの考え方だと思うんですけども、つまり重要な項目を見出すところあたりであるとか。何かそんな手順が必要ではないかなというふうに思うんです。

2つのことをちょっと申し上げましたが、1つは、候補地の選定については、もう少ししっかりとした比較検討をすべきではないかということと、それから、後半のほうの候補地が決まった後の代替案検討であれば、じゃ何を具体的にするのかということと、その評価の仕方にもう少し工夫が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

村山委員長 候補地の比較については、もう既に対応のところを書いていただいているんですが、この前出てきた評価項目全てでやる必要は多分ないと思うんです。あれほど細かくする必要はないと思うんですが、少し荒っぽくてもいいから、社会や環境を含めて比較をさせていただいて、その結果、候補地1という、そういった妥当性をやはり出していただかないと、いきなり1というふうに言われているイメージがあるので、そこはもう少し整理をしていただきたいということです。

木下 了解いたしました。

村山委員長 それでは大体よろしいでしょうか。

では、次の21番から27番、調査の部分、お願いいたします。

池田 21番のところですが、自然環境、現状は大きく改変された状態なので、潜在自然植生について把握をとということですが、ルサカ市の東部にルサカ東部森林保護区ナンバー27というのがあります。この森林保護区は自然の状態、ミオンボ林地が、自然の状態が保たれています。また提案されているMFEZ区域の潜在自然植生は、ルサカ東部森林保護区のナンバー27の植生に近いと思われて、ここもミオンボ林地が潜在自然植生と言われております。したがって、このルサカ東部森林保護区ナンバー27の生態系の資料調査を行います。資料がなければMFEZ区域と同様の現地調査を行います。

それから、22番のところですが、希少野生動植物種の確認は必要であるが、他地域との比較において特徴となるような生態系、種があるかないかも確認すべきですということです。希少野生動植物種ばかりでなく、提案されているMFEZ区域の動植物種をコドラート法とルートセンサス法を組み合わせる予定にし、それで他のミオンボ林地の生態系の文献と比較することで、MFEZ区域の生態系の特長を把握しようと思います。

それから、23のところですが、現状の植生はおおむね何回か伐採された草原状を呈しているが、潜在自然植生はどういう状態であったのか把握しておく必要がある。今後の復元、公園化のためにということで、これも先ほどの21と同じことをやろうと考えております。

それから、24のところですが、公害より環境汚染とすべきと。開発規模の想定で現状把握もチェック項目とポイントは変わってくるが、どのような想定のもとに実施するのかということで、まず「公害」の記載を「環境汚染」に書き改めます。それからMFEZ内の道路を含めた開発規模は、これは先ほどおっしゃられたように2006年6月末以降と書いてありますけれども、ここもある程度明確な日程を書こうと思います。

それから、25番のところですが、プロジェクト区域の地質条件、地下水の状況からは水質汚染が、特に地下水において深刻となることが懸念されます。それで、審査会資料12のTOR案、作業内容での記述はないけれども、予測・評価と低減策に十分配慮することを期待しますということです。ここで、ドロマイトを含む炭酸塩岩における地下水の状況は極めて複雑であることから、汚染を予測することは困難と思われませんが、その汚染物質の負荷量の予測・評価と、それから汚染負荷量の低減策をTORに含めて調査します。

それから、調査方法のところの26で、周辺のインフラ整備のうち、給排水の実現可能性については、あらかじめ十分に検討する必要があるということで、周辺のインフラ整備で給排水の

実現可能性については、ルサカ市の総合開発計画調査とも協力し合って十分に検討いたします。

それから、27のところですけれども、経済特区での現地調査に関連してということで、国立公園内で農作業を行う人たちの実態を調査することを含め、特区候補地1の土地利用現状をしっかりと把握する必要があるのではないのでしょうか。違法というふうに呼んでいますが、どの法律や条令に照らし合わせて違法なのかも明記していただきたいものですということで、一応、衛星データを利用して5,000分の1の地形図を作成し、地形の調査を実施しようとしているところです。それに合わせて候補地1の土地利用状況も把握しようとしています。森林保護区でなくなったMFEZ区域における農耕や、石や砂の採取が法的にどのような活動であるかについては、TORに含め調査します。それから、森林保護区については、森林法に基づいてザンビア森林委員会が発行するライセンスがない場合の農耕、石や砂の採取は禁止されております。

それから、途上国でよくあるように、土地利用区分が省庁で多重に登録されていないかなどもあわせてということです。収入の補填を行う場合、どこが補填を行う主体となるのか、道路の用地収用の主体、家屋住民移転の手続やそれを行う主体などもあわせて調べ上げていただきたいと思いますということで、道路の用地や家屋の収用につきましては、Public Roads Actに記載されて、その主体となるところがRoad Department Agencyで、その補償に関しては、Section18(4)というところに記載されてあります。家屋住民移転は国内法では規定がないのですが、ほかのドナーの対応も含め、さらに詳細に把握したいと思っております。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、調査方法の部分について、追加のコメントございますでしょうか。

よろしいですか。石田委員はいかがですか。

石田委員 調査方法に至る前のところで、私のコメントと質問と、今の27番で私がさせていただいた質問が若干矛盾しているのに改めて気づきました。それは謝ります。

候補地1の土地利用現状ということにとどまらないような気がしてきます。ですから、つまり、本格的にマスタープランとして4つの候補地、またはもう少し大きな範囲で、もう少し高いレベルへさかのぼって代替案を検討するのであれば、候補地1だけを詳細に調べるとことの妥当性が問われるでしょうし、そこは候補地を検討するという比較検討、複数の候補地を比較検討するという方針に立ち返れば、その範囲内でやっていただけるのがいいのかなと思います。ですから、もしどこかの候補地が選ばれれば、そこはF/Sないしは次の段階、またはマスタープランの後ろのほうにある、ちょっとそのスケジュールはわかりませんが、

村山委員長 よろしいですか。

柳内委員はよろしいでしょうか。

柳内委員 ちょっとこだわるようですねけれども、地下水の汚染の問題、これがどのレベルであるかがちょっとわからないんですけれども、取り返しのつかないような影響をもたらすというようなことがないということは、何か確認しておく必要があると思うんです。その意味で、予測が困難であるということで、予測しないということじゃなくて、かなり十分に検討しておく必要があるのではなかろうかとお願いしたいと思っております。

以上です。

村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

よろしければ、あと28番以降、34番までお願いいたします。

池田 28番のところですねけれども、記載されている内容はマスタープランとしての計画の規模、内容の想定ではないかということで、本案件では現時点での環境配慮の基本方針をマスタープラン策定に反映させ、マスタープラン策定の段階でのMFEZの開発規模、導入産業、ゾーニング、アクセス道路、給水及び工業排水や生活排水の代替案を検討し、その過程で得られたさらに詳細な環境配慮の基本方針を策定して、マスタープランの中で策定した段階的開発の第一フェーズの造成、インフラ及び管理施設に対するフィージビリティスタディーに対して社会配慮を実施し、この段階での代替案の検討を行うと考えております。

それから、29のところでは、当該地域内の開発適地を十分に把握した上で、開発規模や各種施設の立地特性を勘案し、ゾーニングや規模設定を検討すべきではないでしょうかということですねけれども、先ほど示しましたように、衛星データを利用して5,000分の1の地形図を作成し、提案されているMFEZ区域に含まれる陥没構造と思われる地形を抽出し、その現地調査で確認を行います。確認された陥没構造は開発から除外します。

それから、地質調査はザンビア政府側が実施する予定になっており、現在計画段階にあります。これらの情報をもとにハイテクパーク、工業団地、研究・学術パーク、居住区を中央ビジネス機能の立地特性を考慮してゾーニングを決めていく予定にしております。

それから、30番です。敷地内の問題と経済特区の運営にかかわる敷地外のインフラ整備とは分けて検討するのが望ましいように思われるということです。これもMFEZの敷地内と、それからMFEZの運営にかかわる敷地外のインフラ整備を分けて検討いたします。

31番目としましては、経済特区が整備された後、敷地内でどのような立地が進むことになるかを予測することは困難と考えられますが、環境社会配慮の観点からは影響が大きい場合も含

めて検討することが必要と思われる。そのため、検討項目のうち、導入産業や対象地内のゾーニングについては、環境や社会への影響が比較的大きいと考えられる案を含めておくことが求められますということで、代替案と選択においては、質問にありましたような考え方を参考にさせていただきます。

それから、32番目としましては、他の類似事例では、敷地全体に対する整備段階の時間的な違いを代替案に含めている場合があるので参考にされたいということで、整備段階の時間的な違いというふうなことも含めた代替案も今後検討させていただきます。

それから、33番目の、環境配慮内容はおおむね妥当と考えるが、これは緩和策ではなく、マスタープラン策定の基本方針ではないかということで、環境配慮の部分をマスタープラン策定の基本方針と訂正いたします。この基本方針のもとでマスタープランを策定する中で、次の段階における配慮すべき環境社会配慮の内容を検討いたします。

それから、現時点では対象となる地点、土地利用の形態が不明であり、これ以上の環境影響の予測は困難であると。この事業計画の概要が明らかになった段階で、改めて影響の予測を行います。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

それでは、最後の部分に関していかがでしょうか。

菊地委員、どうぞ。

菊地委員 ほとんど私の意見に対するのというのは一番最初のとくと同じなんですけれども、さっきのところの、例えば地下水の問題とかを含めて、何か前向きな、適地性というか、導入産業とか、開発規模とか、出てくるんですけども、それはそれとして、もう一個ちょっと含めたほうがいいんじゃないかなと思うのは、将来を含めた環境保全上の不適切開発というのがありますよね。例えば余り処理をしないなめし革産業とか、だからそれは当然下水処理とかをするというふうにはなっていますけれども、そういう前提を置いた上で、やっぱりこの地域の不適切な開発の仕方、石灰岩質の土地とかいうことを含めて、それをどこかで書いておくと、今の段階のあいまいさから見ると、むしろそっちのほうが明確にできると思うんです。そこはちょっと意見として申し上げておきたいと思います。

木下 ありがとうございます。

村山委員長 ほかにいかがでしょうか。

私のほうからも、ここの部分にコメントを出しているんですが、基本的には代替案、候補地

1が決まったとした場合の代替案の際に、どういう観点で考えればいいのかということ挙げています。そういう意味では、代替案のところを回していただいたほうがいいのかもしれないんですけども、ただ、今、代替案の意味に2つあって、候補地を選ぶということと、選ばれた場合の内部の代替案ですね、2つあるのでちょっと分けづらくなっているところがあるんですけども、ここは候補地が選ばれたとした場合に、例えば30番は、その敷地内のことと敷地外についてはうまく組み合わせて多分代替案をつくったほうがいいだろうとか。31番のほうでは、案の一つとしてやはり影響が大きくなる場合というのも含めて、それと比較してどうなのかというのをやっぱり考えたほうがいいだろうと。32番は、マスタープランとしてどこまで含めるかわかりませんが、21平方キロ弱ぐらいの、そのところをどのぐらいのスピードでやっていくかという、そういうこともほかの事例を見ると代替案にしていたりするので、あくまで参考ですけどもそういうことも考えてやったらどうかということですよ。

ほかにはいかがでしょうか。田中委員。

田中委員 私はこの部分では意見を出していないんですが、先ほど、33番の菊地先生のご意見とその対応、どうもこれはあれかもしれませんね、緩和策の検討方針とありますが、何か環境保全上の方針とか、何かそういう概念に近いかもしれないですよ。環境保全上の方針を作成するためにこういう影響評価をしたと。だから、何かある開発といいますか、この案の具体案があって、こういう評価をして、開発上の案を比較検討するという、どうもその手前の、この地域でどういう環境整備をしていく必要があるのかということを検討する上で、こういう9の2のような、調査前の段階で評価をし、それを環境保全上の方針としてまとめると。どうもそういう考え方だなということがわかってきました。だから、そういうふうに整理していただけるといいんじゃないかというふうに考えます。すみません。

村山委員長 具体的な方策というよりは方針のレベルだということですね。

田中委員 そうです。この計画段階ではこういうことを方針にしていこうということですよ。

村山委員長 恐らくその中に、野村委員がお出しになっていた、制度上の裏づけみたいなことですね。多分そういうことも入ってくるんだと思います。そういう位置づけでよろしいですか。

野村委員 結構だと思います。F / Sの段階でマスタープランとどれだけ違うことができるのかということもよくわからないんですけども、ただ、将来個別具体的な企業だとか組織が入ってきたときに、この土地が持っている環境特性みたいなものを無視した土地利用をされるとどうしようもなくなってしまう。今後第1フェーズで当面5年間やるのか、そのあと10年間かけ

て第2フェーズに行くのか、仮に順調に行ったとして2030年、場合によっては将来、入居者企業が変わる可能性もあるわけです。ですから、配慮が必要な環境的な要素が、将来にわたってきちんと引き継がれていくということが非常に大事で、さもないとこの土地は余りこういう開発には向かない、予想困難な影響が出る可能性がある場所と言わざるを得ないと思います。

村山委員長 それでは、全体を通じて何か追加でございますでしょうか。

じゃ、菊地委員から。

菊地委員 意見というんじゃないんです。ちょっと教えてほしいんですけども、5番のところに、1997年のEIA規則によると、EISを実施する必要がある加工及び製造業というのは、セメント工場からずっと食品加工まで、これはほとんど何か一次製品の加工だけを書いていますね。そのほかはザンビア環境審議会が必要としたものと来るんですけども、例えばそのほかの、今は余りないんでしょうけれども、例えば製鉄が来たとか、ITが来るかどうか分かりませんが、火力発電所とか、何かここに書いてあるやつ以外もこの規則には……

池田 入っています。

菊地委員 入っているんですか、みんな、そういうのも。

池田 ただ、現実に合わせて形で、ザンビアにあるようなものが書かれています。例えば森林関係ですと、それを伐採する場合何ヘクタール以上とか、そういう場合もEISをやらなければならないとか、そういうふうなものが書かれています。

菊地委員 ということは、今ザンビアにないものが、もしかして夢のような話が入ってきたとすると、それについてのアセスはやっぱり別途、審議会が決めた、必要としたものとかというところに入って来るということですか。

池田 はい。

菊地委員 わかりました。

村山委員長 石田委員、どうぞ。

石田委員 なぜ、若干、比較検討がわかりづらかったのかなと考えて、私だけが理解力が劣っているのかなと思ったのですが、きょうほかの委員の方々も同じようなわかりづらさについて多少意見を述べられたので、実はほっとしたんです。わかりづらかったのは、恐らく、示される方法として文字で全部書かれてしまったので、一覧性がなかったんじゃないかなと。当たり前みたいな話ですけども、ですから、ぜひきょう出てきた項目を表にされて、表で比較検討するような形で示していただけると、我々に対してだけじゃなくて、関係する人たちに対して透明性が高まるというか、より理解が促進されるというふうに思いますのでご検討ください。

村山委員長 それではほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、そろそろこの議題については終わりにしたいと思いますが、質問の部分に関して、答申案に含めたほうが良いというコメントがもしありましたら、時間的には限られると思いますが、追加でお出しただいていいと思います。

今後の予定は、何か事務局からありますか、よろしいですか。

じゃ、きょうの議論を踏まえて、答申案ということでまとめていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、第2議題に移りたいと思います。

平成19年度年次報告(案)ということで、これは前回お出しいただきましたが、少し追加をさせていただきました。3ページのあたりですかね、2)から3)のところにまとめと課題ということで、主に審査会として結構諮問答申の数がふえたということと、あと個別の案件の中で表紙に挙げたことを中心にまとめさせていただきました。審査会の年次報告ですので、こういうことを加えておいたほうが良いかなということで挙げてあります。もしこういう形でよければ、これで年次報告ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

渡辺 確認させていただきたいことがありまして、3ページ目の2)なんですけれども、1つはパキスタン国ムザファラバードの案件ですけれども、この事業の場合、ガイドラインの1.8は直接は適用になっていませんので、緊急時の扱いとする場合は恐らく1.8ではない場合ということになると思うんですけれども、そうすると、今後検討する必要があるというのが、何を念頭に置いておられるのかを教えていただきたいと思います。

それから、2番目のインドの幹線貨物鉄道なんですけれども、I E Eレベルでの調査とF / Sに対応したE I Aレベルでの調査が同時に進行していると書かれているんですが、調査の実施は、I E Eレベルの調査をやった後でE I Aレベルの調査をやっているものですから、これもどういう意味なのかを教えていただければと思います。

それから、3点目のカンボジアの第二メコン架橋につきましては、現在、予備調査を行うかについての検討を担当部で行っておりますので、予備調査を行った場合には審査会に報告を考慮しておるところでございます。

以上です。

村山委員長 ありがとうございます。

1点目のパキスタン件については、この事項に当たらないということですね。ただ、緊急時の調査ということではなかったでしたか。



渡辺 これの調査なんですけれども、まずパキスタン、これは地震があったという対応なんですけれども、地震があったことに対応しまして、まず復旧・復興のマスタープランをつくる調査が行われまして、このマスタープランをつくる調査が、事前の調査を行っていないという形で緊急時の取り扱いになっております。そのマスタープランの調査の中で、優先的に取り上げるものが幾つか挙げられまして、その一つが西岸バイパスということで、このマスタープランの調査に引き続いて、西岸バイパスの調査が行われたという関係になっております。

村山委員長 私の理解では、正規のプロセスを踏まえなかった部分があるという理解であったんですが、そうではないですか。

渡辺 なので、マスタープランの部分を取り上げるところで緊急時の扱いをしているんですけれども、諮問の対象としましては、西岸バイパスの調査について見れば、通常の手続で行ったという理解でおります。

村山委員長 わかりました。じゃ、ちょっと今の点を踏まえて少し修正をさせていただきます。

それから、インドの貨物鉄道の点については、答申の前文がこういう形で書かれていたと思うんです。ですから、もし今ご指摘いただいた点が正しいとすれば、前文の表記の仕方がおかしいということになるんですが、ちょっとここも確認をさせていただきますか。

渡辺 答申の前文では、インド側の調査のことを書かれていたので、おそらくそのことではないかと思いましたので、こういう表現だと事実と合わないという格好でございますので、前文に合わせていただければそれで問題ないかと思っております。

村山委員長 わかりました。じゃ、そこもちょっと確認をして修正をさせていただきます。

それから、カンボジアの点については、議論の中で予備調査等がやはり必要だということが審査会としては議論されたと思しますので、それに応じてやはり何らかの形で議論を介していただくということが必要かなということですね。

それでは、ちょっと修正する点がありますが、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

野村委員 進めていただいて結構です。直接これにコメントするというではないんですけれども、感想めいたところがあったものですから、せっかくの機会なので言わせていただくと、パキスタンについては、JICAがF/Sをやるということになると、なかなか本当の意味で緊急の案件、ガイドラインをはしょっちゃうような緊急的な案件は実際問題ないんだよねというようなことを委員の間で話をしていた記憶があります。ただ、昨今のミャンマーとか中

国の大地震なんかを見ていると、F/Sとかマスタープランでなくとも、日本の緊急援助、支援をJICAがいろんな形で行う際に、環境配慮をはしょらざるを得ない、例えば中国のテントを支援するときに、テントを建てる場所は、持ち主の場所を収奪というか、勝手に使っているとか、使える場所を使っていけないとテントの建て場所もない。あるいは、道路を復旧するためにブルドーザーを持ち込んで助けようとしても、それに伴って下流にどういう影響があるのかとかいうことを考え始めると、それこそ何もできなくなってしまう。そういう時に住民移転だとか土地の収用だとかという議論は余りにもばかっているのも事実だと思うんです。

そういう意味では、ここにいう、緊急性が高くガイドラインに従った環境配慮手続を実施する時間がないことが明らかな場合という規定は、10月に向けてのガイドラインの改定の際に、もう少し具体的に書いて、要件を明らかにしたほうがいい。JICAの活動全般としては、何かそういう気がします。

それから、カンボジアの第二メコンの橋ですが、議論の大きな要点だったのが、我々の前任の審査会から、需要予測、交通量をきちんと把握した上で、建設着工時期を考えるべきというコメントが出ていた。それは既にもう前の審査会の意見として出ているわけなので、当時その場ではとやかく言わなかったんですけども、ただ個人的には、そういう需給に由来するようなものをこの審査会で議論するというのは、代替案の検討という意味では確かにあるのかもしれないですけども、需給の見通しの是非、正しさみたいな点をここで議論するというのは、本来の環境社会配慮という観点からしてなじむのかな。あるいは日本でも環境省はEIAの審査を行うときに、需給面に問題ありとかというようなコメントをし得るのかしらと、どの辺が世間相場なのかしらと違和感を感じたことを覚えております。

村山委員長 きょうは珍しく時間がありますので、もしほかの委員の方で関連するコメントがあれば。

柳内委員。

柳内委員 今、この文書の中にインドの幹線鉄道の貨物の関係で、IEEレベルとF/SのEIAが同時進行というところ、これは渡辺さんのほうから訂正がありましたんですけども、そういう意味で、仕事のシーケンスというか、実施工程が資料の中ではっきり示されていないケースが多いと思うんです。

それで、この計画のほうとそれからこの環境社会配慮との実施手順および時間的な関係、これが何か資料の中に出てこない。これはプロポーザルあるいはインセプションのレポートの中には必ず入っているはずなので、そういうことからすると、調査団に対して決して過大な負担

をかけることでなく、既にできたものをちょっとここに添付してもらっただけで済む話だと思うんです。

きょうの話なんか、どうもいつまでに何をやって、だからどういうことを環境社会配慮とすることができるのか。一番最初に現地調査を、市場調査をやるものと一緒の状況で、アセスを何か計画の予測をするような形で、認識しているのかなというようなことも感じかねないぐらいのところがあったんですけども。この辺の問題は、やはり実施工程表を、既につくったものをちょっとつけてもらえば済む話だと思うんです。その辺のことを、事業サイドとちょっと話をさせていただくとありがたいと思います。

田中委員 それは私も同感で、きょうの意見にも実はそういうようなことを出したわけです。前回は確か出したと思うんですが、やっぱり計画上の流れ、今言った工程と申しますか、時期、スケジュール等、それから配慮ですね。そういうものの全体像がないとここで、じゃ、どこまで考えた方がいいのかということがわかりませんので、私はそれは大事な要件だと思いました。

村山委員長 何かありますか。

渡辺 調査の全体工程表は、今、柳内委員がおっしゃったように、通常つくっておりますので、それを単純に添付することは可能なんですけれども、実際に環境社会配慮調査部分について、ここまでにこういうものができているところまではちょっと通常つくっていないものですから、その辺を説明で補足できるような格好を事業部と相談したいと思います。

村山委員長 これは私も割と似たような感想があって、一期のあたりからやっぱりどういう位置づけで事業があって、どこまで言えればいいのかというのが、なかなかわからないところがあるので、簡単な資料でどこまでわかるかわかりませんが、少なくともそういうのはあったほうがいいと思いますね。

そのほかよろしいでしょうか。また前回もありましたけれども、この8月で今期の……

渡辺 9月ですね。

村山委員長 9月ですか。9月で担当の委員の任期が切れますので、それまでにまとめのようなものを出すという話があります。ですので、そのあたりでまた各委員の方からお考えを、ある部分については出していただければいいかなと思います。

それでは、年次報告については、一部修正をさせていただいて出したいと思います。これできれば、審査会の報告なのでウェブに載せていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。じゃ、修正したものはまたメールでお送りいたしますので、ご意見がありましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

では、第2議題はそれで済ませていただいて、あと第3議題は今後の予定ですね。事務局からお願いいたします。

渡辺 では、今後の予定でございますけれども、6月23日は休会とさせていただきます、第3回を7月14日の15時から予定しておりますので、ご予定をよろしくお願いいたします。

村山委員長 それではあと、その他ですが、何かございますでしょうか。

田中委員 コメント案というか、きょう附属で資料が出ているのは、これはこういうことだということでもいいんでしょうか。2 - 3というやつですが。

渡辺 資料2 - 3は、これは前回の委員会でコメント案についてご説明させていただいたものについて、最終的にこれを出しましたというものでございますので、資料として配付させていただきます。

村山委員長 要請確認段階のコメントということですね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、きょうの審査会はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。